

えびな 未来創造プラン2020

みんなが笑顔
住みやすいまち



改定履歴

改定時期	改定経緯	改定内容
令和2年4月		初版
令和5年2月	実際の人口が本プランの人口推計を上回る状況となったことから、人口推計の再推計を行い、数値の置き換えを実施	人口再推計に基づき、「将来展望」における「将来の人口」(26P) 及び「財政展望」(27P) について改定
令和6年3月	時点修正	各行政分野別の「今後の方針」(39P~99P) の更新 資料編「1 個別計画等の概要」(102P~107P) の更新 「財政展望」(27P) の更新

はじめに	1
I 序論	3
第1章 計画策定にあたって	4
第2章 まちの姿	6
第3章 海老名市を取り巻く社会動向	11
第4章 市民の思い	14
第5章 まちづくりの課題	18
II 基本理念	21
10年後のめざす姿	22
位置付け	24
III 将来展望	25
将来の人口	26
財政展望	27
将来都市構造	28
えびな未来創造プラン 2020 と SDGs (コラム)	30
IV 計画体系	33
体系	34
行政分野別目標	35
1 市民生活	36
2 健康・福祉	48
3 経済・環境	62
4 まちづくり	70
5 教育	80
6 消防・防災	84
7 行財政運営	90
8 シティプロモーション	96
V 資料編	101
1 個別計画等の概要	102
2 策定の経過・体制	108

— はじめに —

「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」をめざして

わたしたちの暮らすまち 海老名は、鉄道駅を中心とした社会基盤整備によりコンパクトなまちづくりを進めています。一方で、多面的な機能を有した農地が残されており、良好な景観により安らぎをもたらすなど、都会と田舎が共存した魅力あふれるまちです。

近年、急速な少子高齢化やグローバル化、また、高度情報化の進展といった流れの中で、地域を問わず、住民の価値観やライフスタイルの多様化がより一層進み、人々の生活に対する意識も変わってきています。また、東日本大震災を契機として、国内における自治体・地域住民等の行動、価値観といった危機管理意識に大きな変化が生まれました。

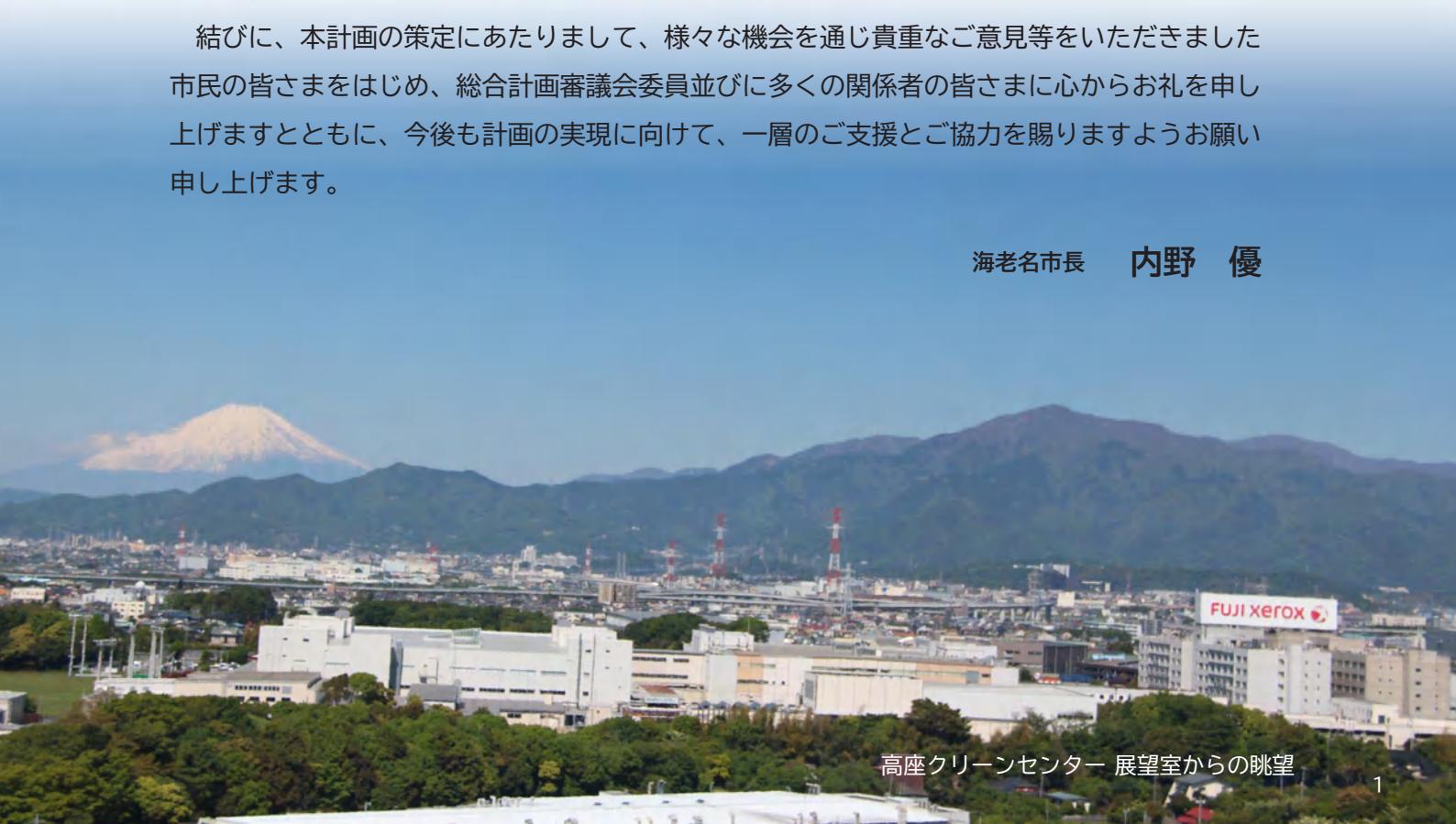
また、本市においては、人口がこれまで右肩上がりに増加してきましたが、今後、人口減少が予想され、大きな転換期を迎えようとしております。

こうした状況を踏まえ、このたび、令和2（2020）年度から10年にわたる新たな総合計画として、「えびな未来創造プラン 2020（ニ-マルニ-マル）」を策定いたしました。新たな総合計画は、第四次総合計画の評価を踏まえつつも、社会情勢の急激な変化に対応するため、これまでの総合計画の構造等から進化した計画としています。

本計画において、10年後のめざす姿として「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」を掲げ、海老名に住んでいる人や訪れた人が、にぎわいを感じるとともに、一人ひとりの魅力を活かし、互いに価値観を認めあい・支えあいながら「笑顔」で「住みやすい」まちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、様々な機会を通じ貴重なご意見等をいただきました市民の皆さんをはじめ、総合計画審議会委員並びに多くの関係者の皆さんに心からお礼を申し上げますとともに、今後も計画の実現に向けて、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

海老名市長 内野 優



高座クリーンセンター 展望室からの眺望



I 序論

1 計画策定の趣旨

本市では、市が行う全ての事業の総合的な指針となる第四次総合計画（平成 20（2008）年度～平成 29（2017）年度）を策定しました。

一方、全国的な社会経済情勢の変動や海老名駅駅間地区大規模民間開発事業等が控えていたため、人口構造の変化等を見極める必要があるとともに、平成 28（2016）年に策定した「海老名市かがやき持続総合戦略」との整合性等を勘案し、その整理期間として、平成 31（2019）年度まで第四次総合計画を 2 年間延長しました。

このたび、計画期間の終了に伴い、令和 2（2020）年度から令和 11（2029）年度までの「えびな未来創造プラン 2020」を新たに策定することといたしました。10 年後のめざす姿である「みんなが笑顔住みやすいまち えびな」の実現に向けて、まちづくりの方針を定める市の羅針盤となるもので、計画的に行政を運営するための最上位計画となります。

2 計画策定の視点

（1）社会経済情勢の変化に柔軟に対応

人口の変動や多様化していく市民の価値観やライフスタイル、大規模化する自然災害、国際化や高度情報化といった、社会経済情勢の変化やスピードを踏まえて、新たな課題に柔軟に対応できる計画を目指しました。

（2）市民と職員の参加による計画づくり

計画の策定にあたっては、海老名市自治基本条例（※ 1）の「地域の課題は、互いに助け合い、尊重し合いながら、市民が主体となって解決していかなければなりません。また、私たちは、議会と市長に市政を信託する一方、自らも市政に参加し、協働（※ 2）して、自己決定・自己責任の意思に基づいた安全で安心な生活ができる自治を実現しなければなりません。」との市民参加の趣旨を踏まえ、市民アンケート、市民ワークショップ（※ 3）、パブリックコメント（※ 4）等を経て、市民の皆さまが計画づくりに関わりました。

また、市の若手職員を中心としたプロジェクトチーム（※ 5）で第四次総合計画の施策に関する評価を実施し、基本理念及び行政分野ごとの政策の議論・検討を重ねることで、職員の計画内容への理解を深めるとともに、現場の目線から実効性の高い計画を目指しました。

（3）本計画と市長公約（マニフェスト）の関係性について

「えびな未来創造プラン 2020」は、本市が目指すべき 10 年後の長期的なビジョンとなっておりますが、一般的にマニフェストは具体的な計画が示されるものであるため、新たなマニフェストに対しては個別計画等で対応していくことになります。

※ 1 海老名市の「自治」における基本ルールとして、市民、市議会及び行政（市長）の役割を定めた条例。

※ 2 それぞれの主体性・自発性のものに、共通の領域において、互いの特性を認識・尊重しあいながら、共通の目的を達成するため、課題解決に向けて協力・協調すること。

※ 3 主体的な参加により成り立つ、体験・創造の場。本プラン策定においても全 3 回のワークショップを実施し、市民の主体的な参加によりまちづくりの方向性を検討した。

※ 4 市の基本的な政策などを定める条例や計画などの策定過程において、事前にその内容を公表して広く市民の意見を求める、提出された意見や提案を考慮して政策等を決定するとともに、寄せられた意見に対する市の考え方を公表する一連の手続。

※ 5 目的を達成するための計画を遂行するために形成した組織。本プラン作成においても府内の職員からなるプロジェクトチームを結成し、プランの方向性や具体的な取り組みを検討した。

3 計画の期間と構成

計画期間

近年の急速な少子高齢化に伴い、人口減少が進んでいる中、本市においては、これまで右肩上がりに人口が増加しています。しかしながら、今後、本市においても人口減少時代が到来し、大きな転換期を迎えます。

これまで経験したことのない、社会経済情勢の変化や、市民の価値観・ライフスタイルの多様化に対応するとともに、これまでの本市の総合計画に鑑みて、計画期間を 10 年（令和 2 年度から令和 11 年度まで）とすることとしました。

なお、社会経済情勢等の変化に伴い、本計画の方向性に大きな影響を及ぼす事象が生じた場合は、見直しを図るものとします。

計画の構成

（1）基本理念

本市がめざすべき 10 年後の普遍的な姿を定めており、市のまちづくりの最高理念となるものです。

（2）将来展望

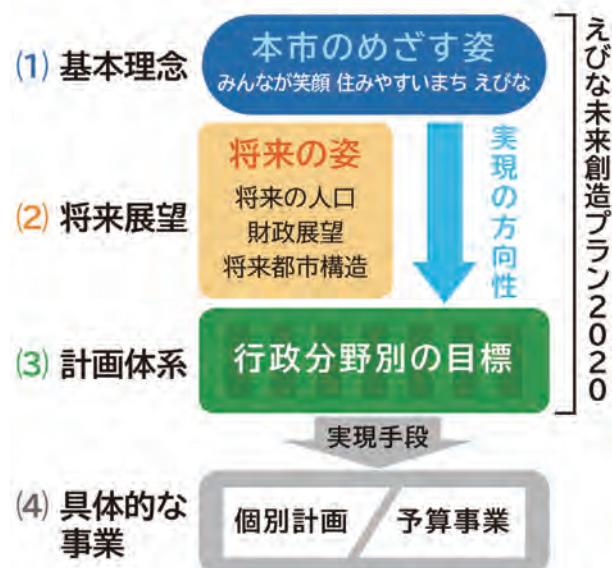
「基本理念」のめざす姿を実現する上で、今後における本市の「将来の人口」「財政展望」「将来都市構造」それぞれの展望を示すものです。

(3) 計画体系

「基本理念」のめざすべき姿を実現するため、今必要となる分野を検討し、市民生活、健康・福祉、経済・環境、まちづくり、教育、消防・防災、行財政運営、シティプロモーションといった、行政分野別の目標を体系的に示したものです。10年間の計画として、関連する個別計画や毎年度の予算事業を進める上で参考すべき、政策上の「めざす姿」、「今後の方針」を設定するものです。

（4）具体的な事業

「行政分野別目標」で定めた政策を展開するため、具体的な内容や目標数値等は、個別計画や毎年度の予算事業計画で管理します。予算事業は「行政分野別政策」の実現手段であるとともに、毎年度見直して、本市を取り巻く課題や不透明な時代における社会経済情勢の変化に柔軟に対応するものです。



1 うつり変わり

古くから穀倉地帯として発展し、奈良時代には国分寺や国分尼寺が聖武天皇の詔勅（741年）で建立されるなど、相模における政治・経済・文化の中心地として栄えました。その後、関東の有力武士団である海老名氏、室町期から戦国期には上杉氏、小田原北条氏などの領国支配を経て、江戸時代は幕領あるいは旗本知行の地となりました。

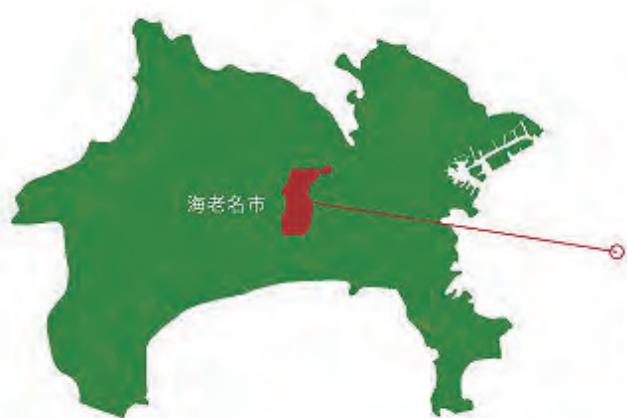
明治維新後は、明治22年の市制町村制により北部に海老名村が、南部に有馬村が誕生し、海老名村は昭和15年に町制を施行しています。農業を中心とした発展を続け、昭和30年には海老名町と有馬村の合併により、新たな海老名町がスタートしました。

昭和46年11月1日、高度経済成長期の人口増加とともに飛躍的変貌を遂げた海老名町は、市制を施行して海老名市となりました。

その後も、都市的環境と自然的環境をバランスよく備えた都市として成長を続け、昭和63年には人口10万人を超え、現在に至っています。

なお、本プラン期間中の令和3（2021）年には、市制施行50周年を迎えることになります。

2 位置・地理的条件



神奈川県の
ほぼ中央に位置する
海老名市

本市は、神奈川県の中央部、東京から40km・横浜から20kmの圏内にあり、西は相模川を隔て厚木市、北は座間市、東は大和市及び綾瀬市、南は藤沢市及び寒川町と接しています。面積は約26.59km²であり、東西6.15km、南北8.7kmの南北に長い地形となっています。

西端を南北に相模川が流れ、中央から東部は丘陵地帯が南北へと縦断し、海拔11～84mで高低差の少ない緩やかな形状をみせています。

本市には、農地や樹林地などの緑の豊かさを感じられる景観や、空の広さ・相模川の雄大な流れを楽しむ景観があります。これら景観と丹沢大山や富士山が一体となった眺望は、本市の「ふるさと」としての印象や郷土愛を醸成することに寄与しています。

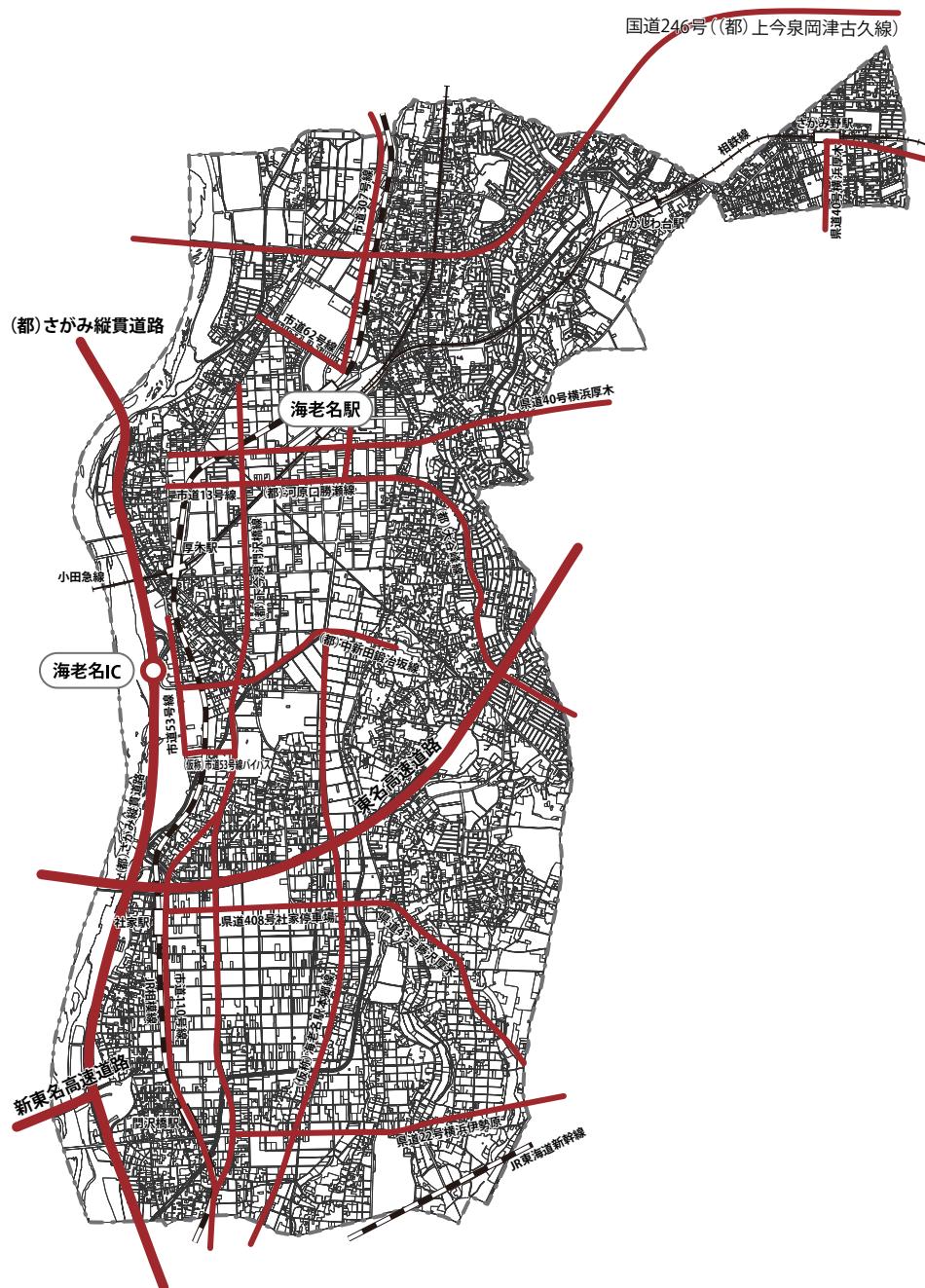
3 交通条件

本市は、JR相模線、小田急小田原線、相模鉄道本線の鉄道3線を擁し、市内には7箇所に9つの駅があり、最短で、小田急線で新宿に41分、相鉄線で横浜に25分で結ばれています。

また、東名高速道路や国道246号の2本の大動脈が市域を東西に横断しており、これらを補完する広域幹線道路が南北・東西方向に整備されています。

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）や新東名高速道路など広域幹線ネットワーク（※6）の整備が進展するとともに、鉄道関係では、相模鉄道本線がJRと相互直通運転を開始し、今後、東急線とも相互直通運転を開始します。また、JR相模線橋本駅にリニア中央新幹線が開通予定等、海老名市全域の交通に関する利便性や速達性の向上によって、市民の方が市外へ向かう機会や市外の方が来街する機会の増加が期待されます。

※6 高規格幹線道路、一般国道、主要地方道で構成される道路ネットワークのこと。

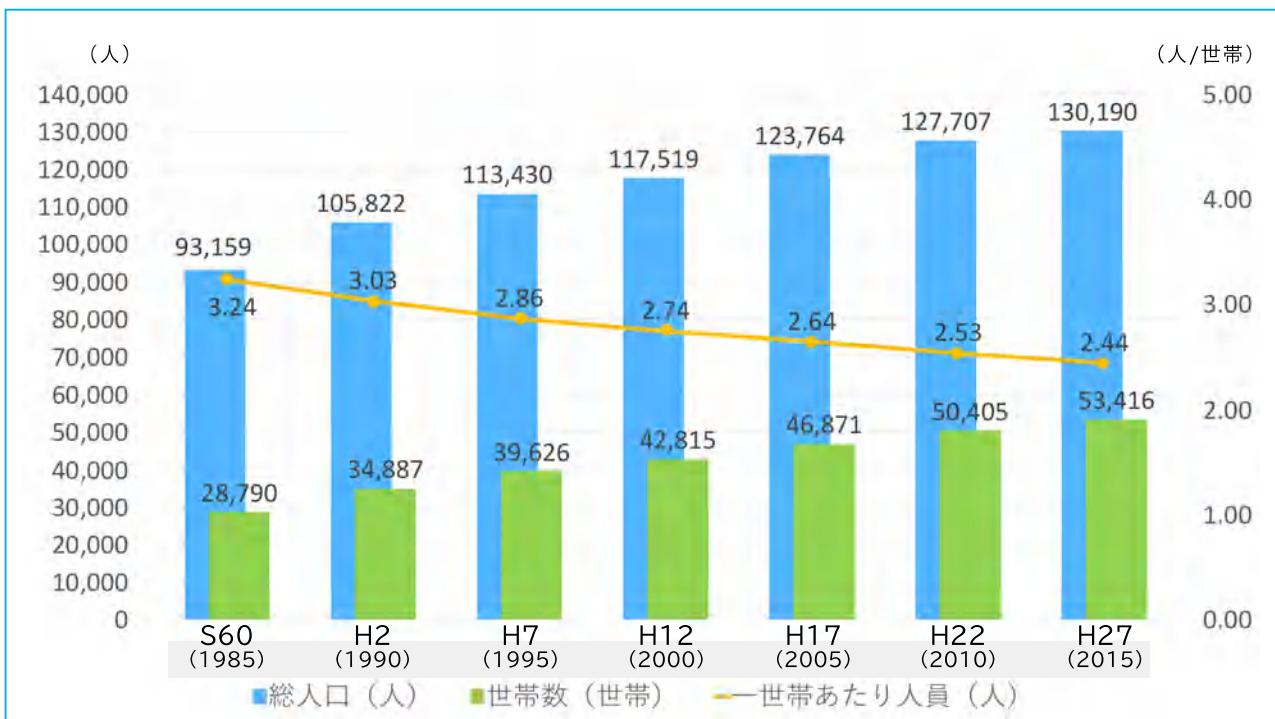


4 人口・世帯

(1) 人口・世帯の推移

地理的条件、交通条件に恵まれた本市は、昭和40年代の高度成長期に著しい人口及び世帯の増加をみせましたが、近年は緩やかな増加傾向にあります。その一方、一世帯あたりの人数は年々減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。

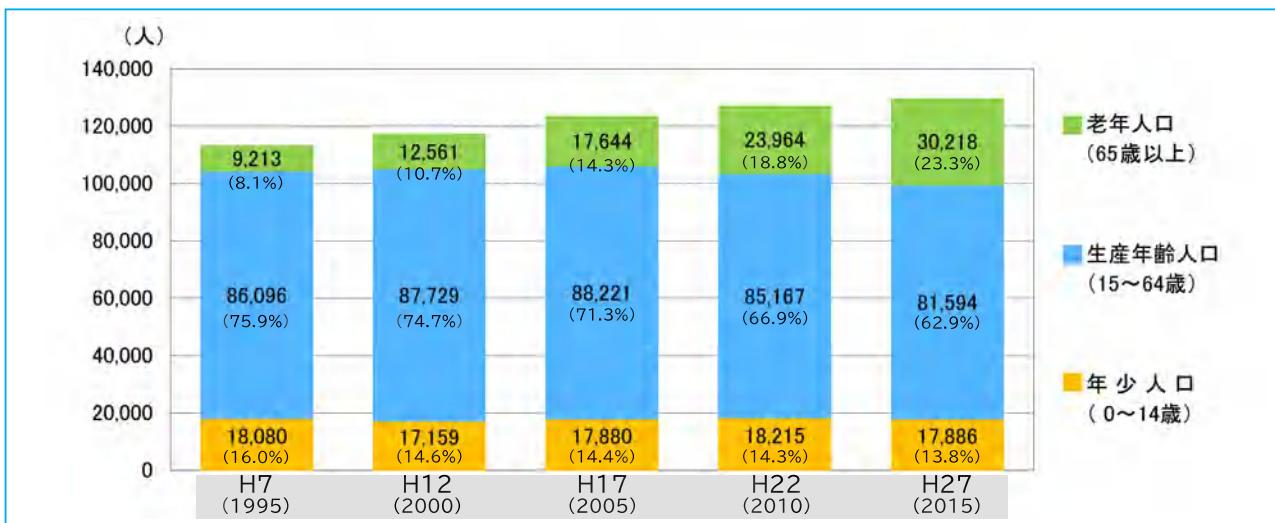
住民基本台帳における令和元（2019）年10月1日現在の数値では、人口134,110人となっています。



資料：平成29年版 統計えびな

(2) 年齢別人口の推移

年齢3区分別人口は、老人人口（65歳以上）は一貫して増加傾向にありますが、生産年齢人口（15～64歳）及び年少人口（0～14歳）は緩やかな増減が見られます。平成27（2015）年の老人人口は23.3%、生産年齢人口が62.9%、年少人口は13.8%となっています。

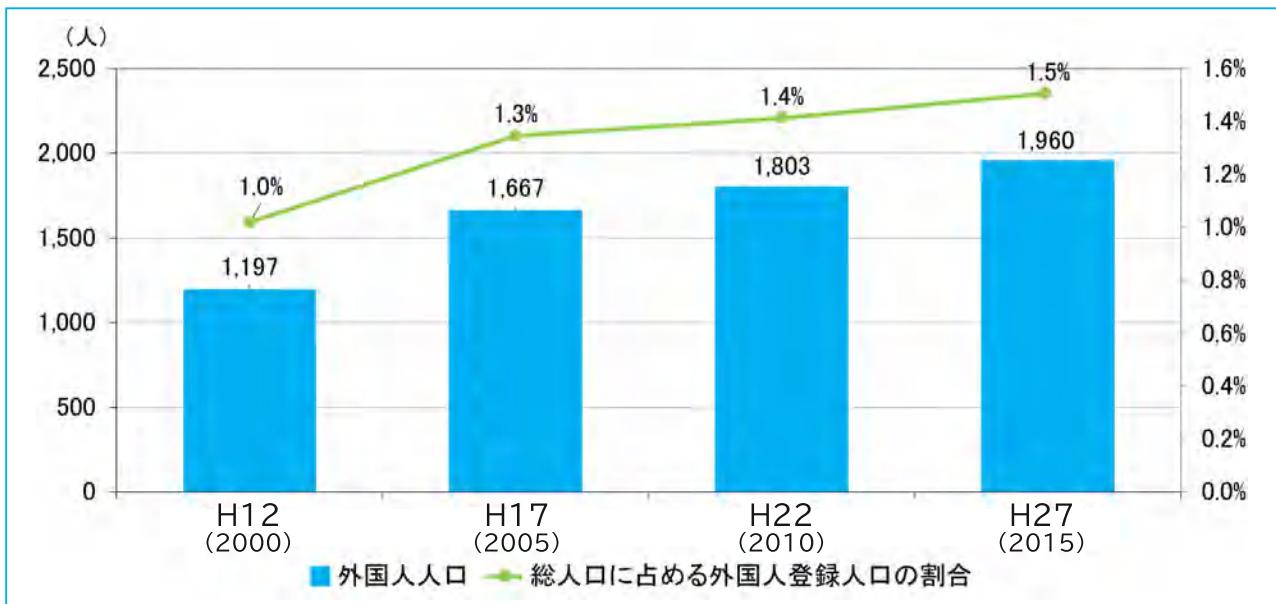


※「(1) 人口・世帯の推移」で示した人口の総数には「不詳」を含むため、年齢別人口の内訳を合計しても総数に一致しない。

資料：平成29年版 統計えびな

(3) 外国人口の推移

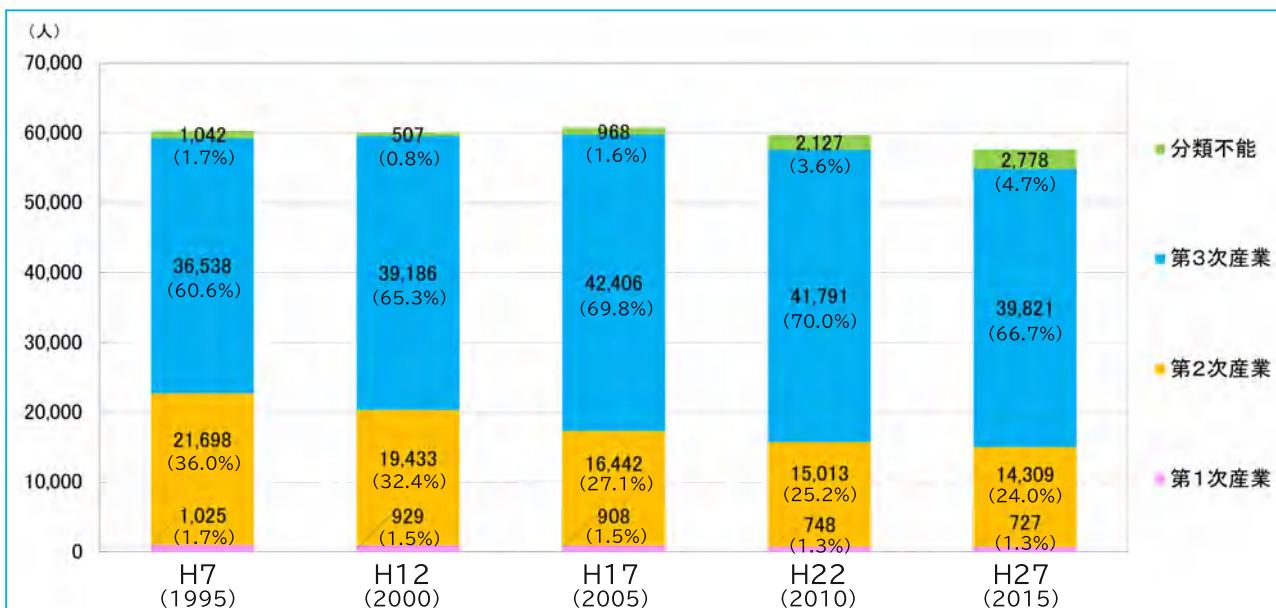
平成12（2000）年以降、外国人人口は伸び続けており、平成27（2015）年には1,960人となっています。外国人登録人口の過半が、中国・韓国・ベトナムをはじめとするアジア圏出身です。



5 主な産業

本市における産業別就業人口の総数は、緩やかな増減を繰り返しています。産業別就業人口割合は、第三次産業（※7）が最も多く、市全体の7割を占め、増加傾向にあります。一方、第一次産業、第二次産業（※7）は減少傾向にあります。

※7 第一次産業は、農業・林業・漁業など、第二次産業は、鉱業・建設業・製造業、第三次産業は、その他サービス業などを指す。

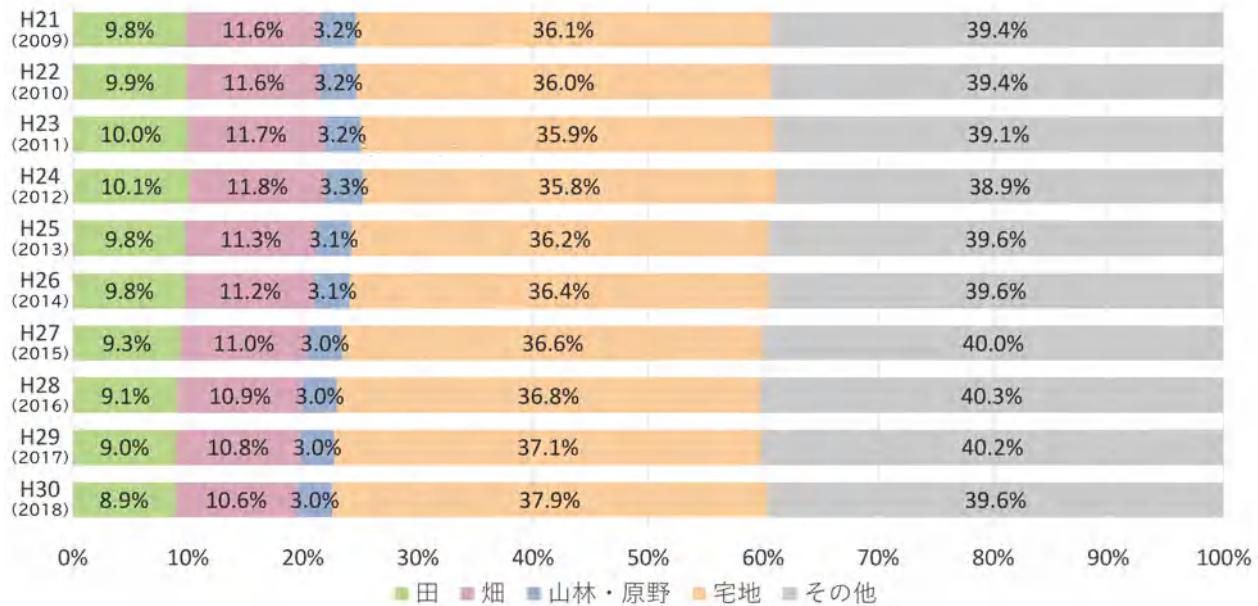


資料：平成29年版 統計えびな

6 土地利用

傾向として宅地・その他等の都市的土地区画が全体の約75%、農地・山林等の自然的土地区画が全体の約25%を占めています。自然的土地区画の比率が減少傾向である一方、宅地の比率は増加傾向にあります。

住宅地は東の丘陵や西の相模川沿いに形成され、農地は市域中央部を南北に展開しています。商業地は海老名駅などの鉄道駅周辺、工業地は相模川沿いや南部地域に多く見られます。



資料：平成29年版 統計えびな



1 人口減少と少子高齢化の進行

平成 27（2015）年の国勢調査結果によると、総人口は 1 億 2,709 万 4,745 人となっており、大正 9 年の国勢調査開始以来、初めての減少となりました。平成 22（2010）年と比べると、96 万 2,607 人の減少となり、本格的な人口減少社会に突入したといえます。

人口減少だけでなく、少子高齢化も日々進行しており、深刻な問題となっています。平成 27（2015）年の国勢調査によると、65 歳以上人口の総人口に占める割合は、平成 22（2010）年と比べると 18.8% から 23.3% に上昇し、15 歳未満人口の総人口に占める割合は、14.3% から 13.8% に低下している結果となっています。65 歳以上人口の割合は国勢調査開始以来最高である一方、15 歳未満人口の割合は調査開始以来最低となっています。

少子化が進行すると、労働人口の減少につながり、社会経済活動の停滞を招くなど、まちの活力の低下に繋がることが考えられます。さらに、高齢化が進行すると、高齢者介護を取り巻く問題や医療、年金などの財政需要が増大し、行政サービスの中で、その比重は高まることになります。このため、地域全体での子育て支援体制の確立や高齢者が元気で安心して生活できる環境づくりなどの視点がさらに重要となります。

2 グローバル化の中での経済情勢

わが国の経済は、国際協調やグローバル化の進展によって、各国は相互依存が高まっており、世界経済の変化の影響を受けやすい状況にあります。英国の EU 紛争問題や経済危機下での保護主義の広がり、米中貿易摩擦などにより、先行きの不透明感があります。

しかし、かつての金融危機や新興国・資源国経済の脆弱性による世界経済の停滞時期を超え、平成 24（2012）年末を境に持ち直しの動きに転じ、現在の景気回復の長さはいざなぎ景気（※ 8）（1965 年 11 月～1970 年 7 月）を超えて、戦後最長の景気拡張期（※ 9）（2002 年 1 月～2008 年 2 月）に次ぐ長さとなっています。

こうした緩やかな経済の改善がみられる中で、生産年齢人口の減少局面においても所得・雇用面の経済の好循環が生じつつあります。受注増加に向けた生産能力の増強や省力化投資等で設備投資も積極的な動きが出ており、一方で、特に中小企業にとっては、深刻化する人手不足や事業承継、さらなる労働生産性の向上などの課題が続いている、多くの中小企業を抱える地方経済においては楽観視できない状況が続いている。

※ 8 昭和 40 年から昭和 45 年にかけて続いた高度成長期の好景気。神武景気や岩戸景気を上回る好景気という意味から名づけられた。

※ 9 景気循環の第 14 循環において、平成 14 年 1 月から平成 20 年 2 月の 73 か月にわたって続いた景気の拡大期間

3 地球規模での環境問題

世界各国における経済活動の拡大やエネルギーの大量消費などによる、地球温暖化、森林の減少、オゾン層の破壊など、地球規模での環境問題は、早急に取り組むべき重要な課題となっています。中でも、地球温暖化の要因となっているCO₂等温室効果ガス削減に対する取り組みが重要となっています。国際社会は平成27(2015)年に国連サミットで、「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択されました。持続可能な開発目標(SDGs:17の目標、169のターゲット)を中心とする内容で、目標の多くは環境関連となっています。さらに、平成27(2015)年にパリで行われた国連気候変動枠組条約第21回締約国会議(COP21)(※10)で合意した「パリ協定」(※11)では、すべての締約国が温室効果ガスの排出削減目標を持つ初めての法的枠組みも整備されました。

今後は、このような国際社会の包括的で永続的な取り組みを踏まえた貢献を各國が担っていくとともに、都市緑化やCO₂排出削減のための技術革新、環境への負荷が少ない循環型社会への転換など、「地球温暖化対策計画(※12)」に基づき、国、地方自治体、事業者、国民などの講すべき措置が求められています。



※10 1992年の地球サミット(国連環境開発会議)で採択された「気候変動枠組条約」の締約国で、温室効果ガス排出削減策等について協議する会議。第21回会議では、パリ協定が結ばれた。

※11 第21回気候変動枠組条約締約国会議(COP21)にて、2015年に採択された、京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな国際枠組み。世界初となる、全ての国が参加する公平な合意であり、2016年に発効された。

※12 「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」に基づき策定された、日本で唯一の地球温暖化に関する総合計画。

4 自然災害への対応

日本では、地理的、地形的、気象的な様々な条件から、地震や津波、台風、豪雨、豪雪の自然災害が発生しやすい国土となっています。毎年のように自然災害は発生し、昭和30年代前半までに台風や大規模震災により数千人の死者が発生する被害も多発しました。防災体制の整備・強化、国土保全の推進、気象予報の向上、災害情報の伝達手段の充実などによって、災害対応能力の向上や災害に対する脆弱性が低減することで、自然災害による被害は減少してきました。

しかし、平成7(1995)年1月には阪神・淡路大震災により死者約6,400人、負傷者約44,000人にのぼる甚大な被害が発生し、平成23(2011)年3月に発生した東日本大震災では8県で震度6弱以上となり死者・行方不明者が18,000人以上となりました。将来的にも地震においては、南海トラフ地震(※13)や首都直下地震(※14)等大規模地震の発生が予測されるほか、死者約230人、住家の全壊約6,800棟被害をもたらした平成30(2018)年7月豪雨等、台風や集中豪雨等の大規模な自然災害も頻発しており、自然災害への対応を求める市民の意識が高まっています。

本市においても、すべての市民が安全で安心して暮らすことのできるまちづくりの実現を目指し、さらなる取り組みを進めていく必要があります。

※13 南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード9.0の地震。国が想定するあらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町村が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。

※14 東京圏(東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県の区域並びに茨城県の区域のうち政令で定める区域をいう。)及びその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震のこと。



5 高度情報化の進展

1990年代後半から2000年代前半にかけて、パソコン、携帯電話等の情報通信機器は急激に普及し、高度情報化が広がりました。国境を超えた情報通信ネットワーク形成の下で、スマートフォンやタブレット端末などを利用したモバイル通信の発達によって、世界的に高度情報化の波が到来しました。

今後、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、新たな未来社会（Society 5.0）が到来するとされています。この新たな未来社会では、次世代通信「5G」の普及や、様々なモノとインターネットがつながる（モノのインターネット（IoT）（※15））ことで、多くの情報が共有され、今までにない新たな価値が生み出されます。さらに、大量のデータから状況を判断し、必要な情報が必要な時に提供される「人工知能（AI）」やロボット、自動走行車等の技術革新により、多くの課題を克服し、人の可能性が広がると言われています。

この社会変革を通じて、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合える社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会が期待されています。

他方で、データから取り出される意味や活用のための知見の質の向上が求められる時代もあります。市民生活に密着したデータを収集している国や地方自治体においても社会の価値の創造を支援するとともに、情報セキュリティの確保などの課題も追及していく必要があります。

※15 Internet of Things（モノのインターネット）の略である。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語である。

6 地方分権の進展と地方創生の時代

平成19（2007）年に地方分権改革推進法が施行され、平成22（2010）年には、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本とした地域主権戦略大綱が定められました。平成23（2011）年には、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、地方分権への流れが着実に前進しました。

地方分権は、行政の権限を住民に身近な市町村にできるだけ移し、地域の実情に応じた行政の展開が可能となることを目的に進められています。したがって、これから市町村には、限られた財源の中で、これまでの国の主導による画一的な行政サービスによるまちづくりから、自らの責任と判断で地域の特性を活かした行政運営を行い、個性豊かな地域独自のまちづくりを推進していくよう改革していく必要があります。

国では、平成26（2014）年に「まち・ひと・しごと創生法」（※16）を制定し、人口の動向や活力ある社会に向けて目指すべき方向性を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（※17）、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（※18）を定めました。地方自治体においても同様に地方創生に向けたビジョンを構築することが求められ、より一層、各地独自のアイデアに基づくまちづくりが必要とされる時代となりました。

一方、地域の課題や市民ニーズは年々多様化、複雑化してきており、市民が自らつくり運営する活動の必要性も高まっています。市民による活動は、地方分権時代の個性豊かで自立したまちづくりには欠かせないものであり、市民と行政との協働体制の確立が必要です。

※16 少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために制定された法律

※17 日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後、取り組むべき将来の方向を提示するもの。

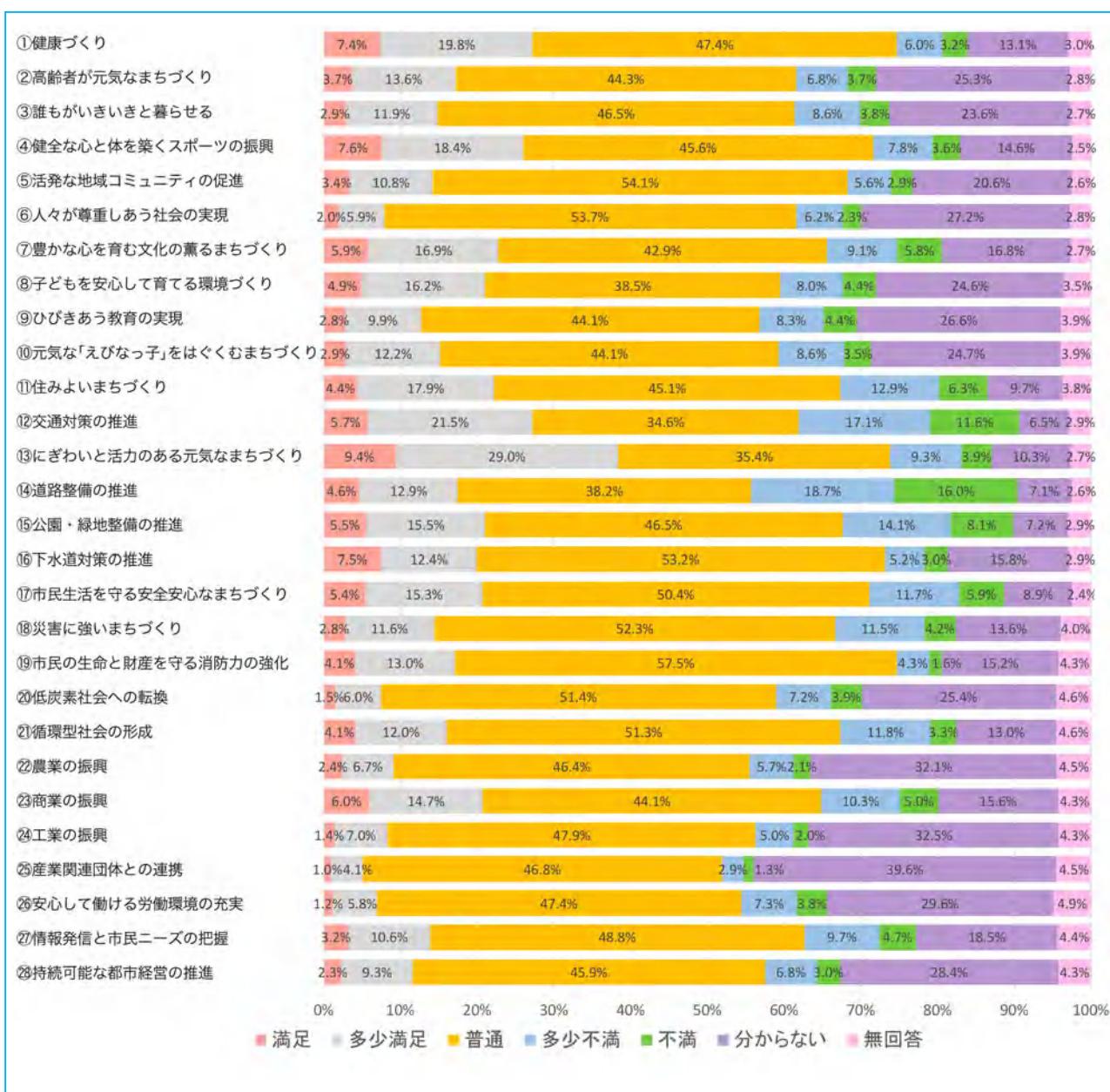
※18 まち・ひと・しごと創生法に基づき、5か年の目標や施策の基本的方向等をまとめたもの。

えびな未来創造プラン 2020 を策定するにあたり、計画策定段階から市民アンケート調査や市民ワークショップといった市民参加の機会を設け、市民の思いを把握し、計画に反映しました。

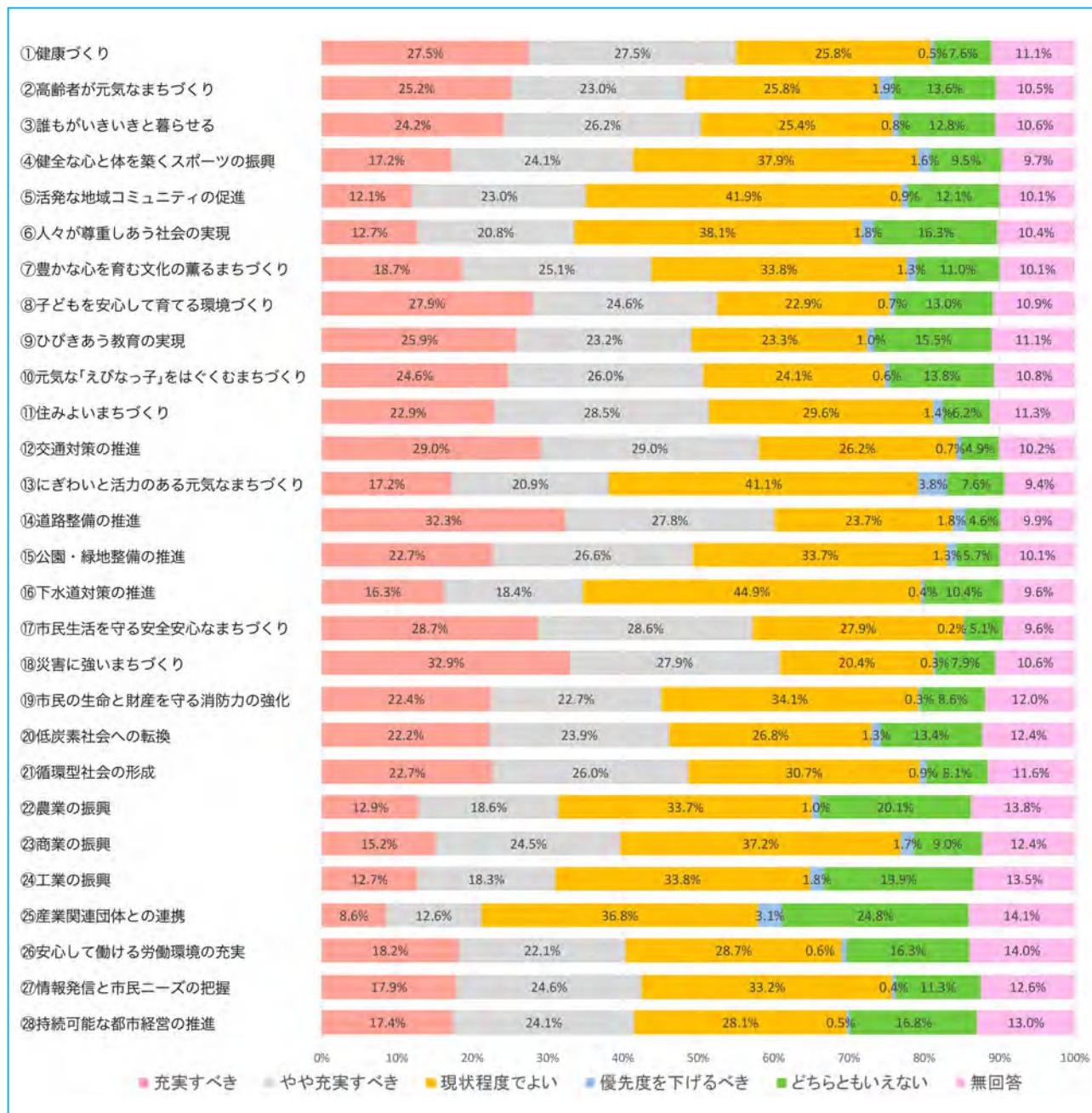
1 市民アンケート調査

平成 30（2018）年 8 月 27 日から 9 月 10 日にかけて「市民アンケート」を実施しました。無作為抽出した満 18 歳以上の市民 3,000 人を対象とし、1,120 件（有効回収率 37.3%）の回答がありました。海老名市第四次総合計画に沿って進めてきた取り組みについて、これまでの「満足度」とこれからの「充実希望度」の評価を伺うなど、多様化する市民ニーズやまちづくりに対する考え方を分析しました。

満足度



充実希望度



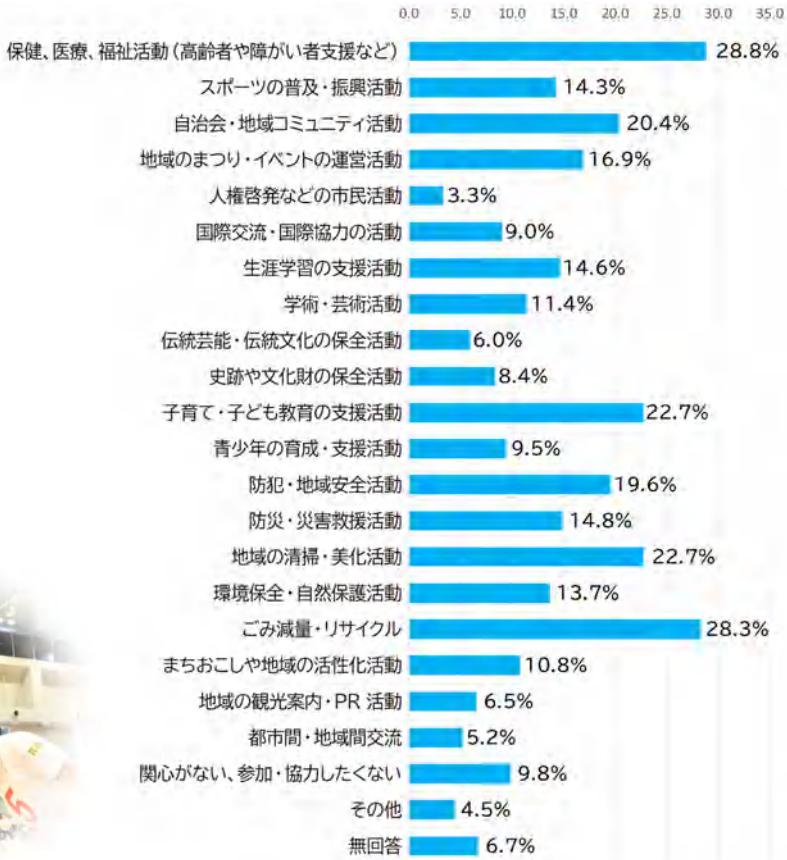
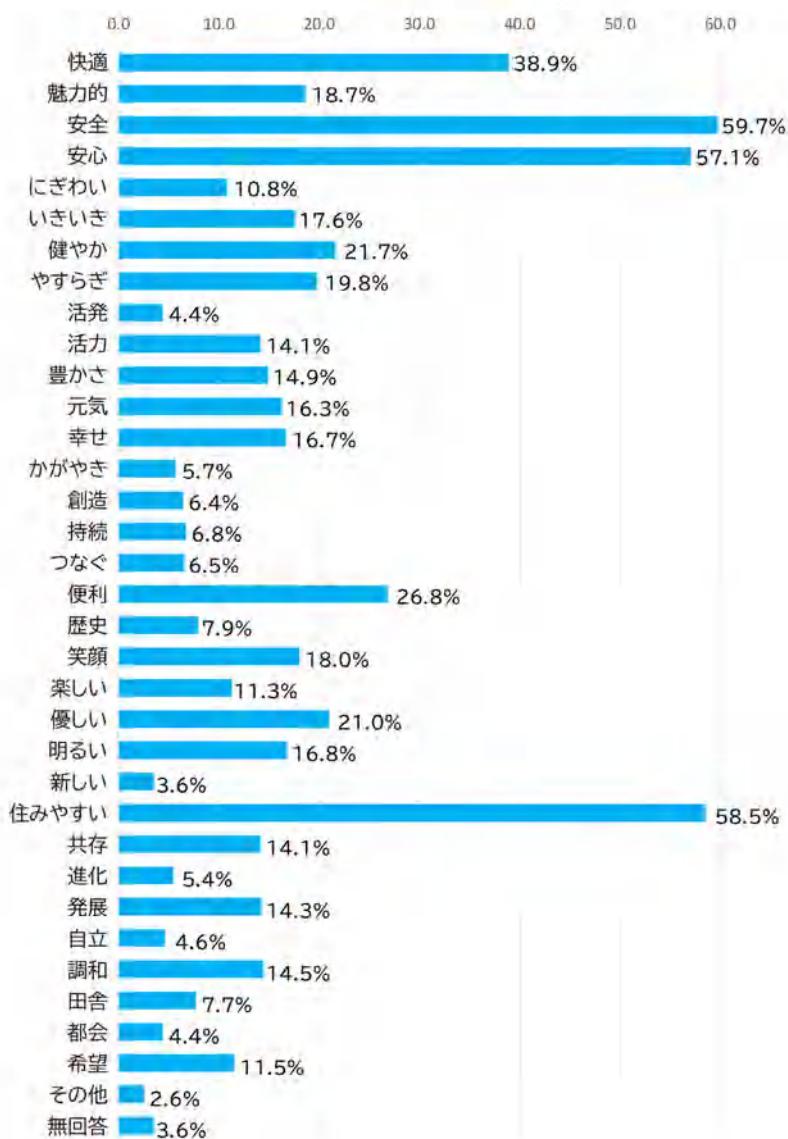
満足度、充実希望度ともに比較的高い項目は「① 健康づくり」「⑬ にぎわいと活力のある元気なまちづくり」「⑲ 市民の生命と財産を守る消防力の強化」「④ 健全な心と体を築くスポーツの振興」などであり、さらなる重点的な強化を期待していることがわかりました。

満足度が比較的低いが充実希望度は高い項目は「⑫ 交通対策の推進」「⑭ 道路整備の推進」「⑯ 災害に強いまちづくり」などであり、改善が求められる傾向となりました。



参加意向

参加・協力したいまちづくりの活動について、「保健、医療、福祉活動（高齢者や障がい者支援など）」が28.8%で最も多く、次いで「ごみ減量・リサイクル」（28.3%）、「子育て・子ども教育の支援活動」（22.7%）、「地域の清掃・美化活動」（22.7%）が続く傾向となりました。



将来像

今後、本市が目指していく将来像を表すものとして、ふさわしい言葉（キーワード）については、「安全」が 59.7% で最も多く、次いで「住みやすい」(58.5%)、「安心」(57.1%) と続いています。



2 市民ワークショップ

市民ワークショップは、平成30（2018）年10月から11月（全3回）にかけて実施しました。計画策定段階から市民の“生の声”を取り入れるとともに、各ワークショップを通して、市民、団体、市においてまちづくりの目標を共有し、協働のまちづくりの考えを広げていくことを目的に開催しました。

理想のまち

本市にとっての「理想のまち」のイメージとその「理想のまち」に近づけるまでの課題について対話していました。世代間や地域、市民と行政を「つなぐ」ことが大事といった意見が多いことも特徴となっています。

分野	主な意見	
	理想のまち	課題
市民生活	住民意識の向上 コミュニティがしっかりしている	世代間の意識の差を考慮 次の世代につなぐ気持ち
健康・福祉	障がい者も1人で外出しやすいまち	若い世帯増の為の制度（子育て世代が住みやすい）
経済・環境	若い人 高齢者が輝ける チャレンジできるまち	トマトとイチゴ以外のヒット商品を！！ 観光の大きな目玉をつくる
まちづくり	駅前と地域をつなぐ交通網の充実	車を乗らなくてもよいまちにする
教育	高齢者と小学生などの交流 コミュニケーションの場がある	学校の時間に異世代と交流できる場を
消防・防災	防災に強いまち作りをしている	中学で防災委員などをつくる防災のリーダーを育成
行財政運営	市民のアイデアをすぐに活かせる仕組み	理想の市、まち作りには市職員と市民が一体となって進めるべし
シティプロモーション	地域ごとのブランドイメージのあるまち	SNSなどを活用し海老名を発信

協働の方法

本市にとっての「理想のまち」に近づけるまでの方法について「自分たち（自分・家族・仲間・地域）ができること」と、それを実行する上で「行政に支援してほしいこと」について対話していました。「地元の食材を活用・地元のお店を利用（地産地消）」、「登下校など交通安全に協力する（防犯パトロール）」といった具体的な取り組みが提案されました。

分野	主な意見	
	自分たちができること	行政に支援してほしいこと
市民生活	防犯パトロール、登下校など交通安全に協力する 転入者が地域に入りやすい雰囲気	公園の一角を市民に貸し出す 市民交流が活発になるイベントの開催
健康・福祉	健康マイレージ（※19）への参加 高齢者に対する支援	健康マイレージと地域クーポン（※20）の連動 病院でも外国人向けの翻訳
経済・環境	海老名の名産品をつくる 地産地消 地元の食材を活用する	自然（田んぼ）を残す取り組み 地元商品を購入できる施設をつくる
まちづくり	公共交通機関を利用する	駅と公共施設をつなぐバス 空き家の把握、管理、利用を促す
教育	大人が子どもに経験を話す機会の創出・出前授業	図書館の蔵書の充実 給食のまちにする
消防・防災	防災グッズを用意する 常に防災を意識し対策（個人での防災訓練）	学校での防災活動支援、地域との連携 市民講座や防災の体験などで市民の防災意識をもっと刺激する
行財政運営	市に対する意見を積極的に出す	長期都市計画の提示 予算の重点を図る
シティプロモーション	市内の企業をまちづくりに巻き込む 地域と会社をつなぐイベント	市内の企業と市民が協働でつくるイベント支援

※19 市民の健康づくりを支援するための取り組みで、がん検診・特定健診の受診、健康に関するイベントや講座への参加、日々の健康への取り組みでポイントを貯めて応募すると、抽選で記念品がもらえるというもの。

※20 特定の地域内で使用できる、切り取り式の優待券や割引券などのこと。



本市では、平成20（2008）年度に「海老名市第四次総合計画」を策定し、各種施策・事業に取り組んできました。新たな総合計画となる「えびな未来創造プラン2020」の策定にあたり、これまで取り組んできた政策・施策の評価を実施し、今後における行政分野の課題を整理しました。

P36

1 市民生活

すべての市民が等しく尊重され社会で活躍できるように、男女の共同参画や人権意識の啓発活動等に取り組んできました。また、地域社会での市民活動を推進するため、自治会活動の支援や地域の特色を活かしたコミュニティセンターの運営、市民活動のための環境整備を進めました。今後も社会情勢に応じた支援を継続するとともに、さらなる発展に向けて、市民と行政の協働が必要となっています。

公共施設整備や市民活動の支援を通じて、市民がスポーツ・レクリエーションに親しんだり、芸術・文化に触れたりする場を提供し、心身ともに充実して暮らせる環境づくりに取り組んできました。今後は、より多くの方を受け入れるための体制強化や内容の充実が求められています。

交通安全活動や防犯体制の強化を図ったことにより、交通事故件数・犯罪件数が減少傾向にあります。さらなる安全を図るために、地域内の交流や支え合いを推進し、事件・事故を未然に防ぐための「地域の目」を養っていく必要があります。



P48

2 健康・福祉

誰もが健康で自立した生活を送れるように、健康づくりの環境整備や予防医療の充実を図ってきました。より多くの市民が健康に生活できるよう、地域での講座や健康相談、未病センターの活用など、健康づくりに取り組みやすい環境を整え、健康意識の高揚を図ることが求められています。

誰もが生き生きと暮らせるように、高齢者や子育て世帯等を、地域と行政がみんなで支え合うまちづくりに取り組んできました。高齢者に関しては、地域で安心して暮らし続けられるように、地域ごとの医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム（※21）の深化、子育て世帯に関しては、妊娠出産から義務教育まで一貫した子育て支援のさらなる充実が大きなテーマとなっています。

※21 地域住民に対し、保健サービス（健康づくり）、医療サービスおよび在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組み。ソフト（事業）面では、その地域にある保健・医療・介護・福祉の関係者が連携してサービスを提供するものであり、ハード面では、そのために必要な施設が整備され、地域の保健・医療・介護・福祉の資源が連携する仕組みを指す。

P62

3 経済・環境

本市で育まれてきた独自の産業や地域資源の育成と活用に一体的に取り組み、人々が盛んに交流するにぎわいある空間づくりを進めてきました。また、市内企業間の連携や事業の拡大を支援するとともに、産業基盤の推進、地元雇用の拡大や企業の生産性の向上に取り組んできました。今後、さらなる地域経済の発展に向けて、本市の産業の新たな姿を構想していく必要があります。

農業に関しては、大消費地に近いという地域特性を生かした都市農業（※22）に対する取り組みにより、農業生産者のみならず市民にとっても魅力ある農業の展開を図ってきました。一方で、農地の非農地化が進むなか、農業環境の維持・保全が求められています。

環境に関しては、地球環境にやさしい社会を目指し、省エネ化の促進や再生可能エネルギーの導入を進めてきました。今後も環境マネジメントシステム（※23）に基づき、活動成果の検証と運用改善を続けていく必要があります。また、ごみの排出量に関しては、増加傾向にあり、ごみの減量化・資源化を推進させる取り組みが必要となっています。

※22 都市の中で都市と調和しつつ存在する農業

※23 各企業などが環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直すという一連の手続き。一連の環境マネジメントシステムの中で、企業などの事業体が法令などの規制基準を遵守するだけにとどまらず、積極的に環境保全のための行動をとり、自主的な環境管理に関する計画などの実行状況の点検作業が環境監査と呼ばれる。海老名市では、平成29年度から「海老名環境マネジメントシステム」が運用されている。

P70

4 まちづくり

「住みやすいまち」の実現に向けて、空き家及び空き地の適正管理を行うことで、良好な住宅地の形成を図りました。また、市民、事業者、行政の協働によりコミュニティバスを運行し、公共交通不便地域における交通手段を確保することで、公共交通網の充実を図りました。

今後、定住環境の確保にあたり、既存住民への定住促進に加え、転入者の増加に向けた施策を充実する必要があります。また、交通環境づくりにあたり、高齢者や子育て世代などの日常の移動を支える交通手段もさらなる充実が求められています。

市の幹線道路や生活に身近な道路整備については、海老名市道路交通マスタープランを基本とした道路計画を、計画的かつ継続的に推進することで、交通利便性の向上を図ってきました。都市基盤整備（※24）の推進にあたり、関係機関及び地域住民の理解、協力を得ることが必要となります。

※24 道路・上下水道・公園・河川等、都市活動を支える基盤となる施設を整備すること。

P80

5 教育

学校・家庭・地域社会が連携することにより、子どもたちの生きる力を育むよう、ひびきあう教育の実現に取り組んできました。地域の協力の下で子ども達の社会教育の場、学校生活では体験できない場の提供が図られています。今後、さらに地域に開かれた教育環境の充実が求められています。

学校教育については、効果的な教職員の配置に向けた教職員の確保や、情報化社会やグローバル化に対応できるように、プログラミング教育（※25）等の情報活用能力育成や小学校の英語科目の授業時数増加に伴うサポートが課題です。また、教育支援体制においては、多様化・複雑化する相談ケースに対応していくため、関係機関等とネットワークを構築し、より効果的な連携を図っていく必要があります。

※25 子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを育成するもの。主に、2020年から実施される新学習指導要領に基づき、小学校で必修化される、コンピュータプログラムに関する教育のこと。

6 消防・防災

危機管理・防災対策・災害対策については、東日本大震災等を教訓とし、ハード・ソフトの両面から計画的に強靭化を図ってきました。多様化していく危機事象に的確に対処するため、危機対処体制の標準化及び効果的な支援体制を構築するとともに、研修・訓練等を通じて職員の危機対応能力をさらに高めていく必要があります。

市民等の自助・共助の意識については、さらなる向上を図るため、より一層の危機管理啓発に取り組んでいく必要があります。また、各種設備については、費用対効果を検証するとともに、消防力・防災力の向上を見据えた再整備・維持管理を図っていく必要があります。

指令業務の共同運用、車両更新、消防団施設の改修を計画的に実施することで消防力の強化を図りました。また、消防査察、消防訓練、救急講習を継続的に実施することにより、市民の災害対応力の強化を図ってきました。今後は、地域防災力の要である消防団のあり方、高齢化社会への対応を踏まえた消防・防災対応、広域連携について、さらなる充実を図っていく必要があります。

7 行財政運営

社会経済状況の変化や少子高齢化の進展により、将来を見据えた効率的・効果的な行財政運営が求められています。

行政活動については、「海老名市行財政マネジメントサイクル」(※ 26)に基づく行政評価を実施し、事業の見直しや予算編成に取り組んできました。今後も効果的かつ精度の高い運営に努めるとともに、その達成状況を市民へ公開し、市政への関心をより一層高める必要があります。

行政事務においては、総合事務処理システムの運用や通信基盤の整備により業務の省力化・効率化に努めました。情報セキュリティを強化し、システムのクラウド化(※ 27)も検討していきます。

また、市民サービスの提供においては、インターネットでの公共施設の予約や電子申請・届出システムの運用、公共フリースポットの設置、市の保有するデータの公開などを行い、利便性の向上と市民参加のまちづくりの推進に取り組みました。防災・福祉・医療・教育など、さまざまな分野で地域情報化を進めていく必要があります。

※ 26 「担当部課評価」「内部評価」「外部評価」の三者による行政評価に基づいて実施計画の進行管理や次年度の予算編成を行い、それをまた評価して行財政運営の改善に生かすという仕組み。

※ 27 目前のコンピュータで管理していた情報やシステムをクラウドサービスを利用する形に置き換えること。

8 シティプロモーション

本市の魅力を発信し、市民のまちへの愛着と誇りの醸成や転入・定住人口の増加に向けて取り組んできました。行政情報の伝達手段として欠かせない媒体である「広報えびな」は、市民を巻き込んだ紙面へリニューアルするとともにアプリやウェブサイトで配信する等の工夫も取り入れました。また、ターゲットに合わせた媒体での発信やSNSの活用、メディアへの積極的な露出を図り、市内外に魅力を発信しています。転入人口も増加するなど、転入・定住人口の拡大にもつながってきています。イメージキャラクター「えび～にゃ」やプロモーションマーク(※ 28)の活用に加え、隣接する市町村との連携を図り、今後も全庁を巻き込んだ戦略的なシティプロモーションを展開していく必要があります。

※ 28 市内外に海老名市の魅力を発信するために使われるマーク。市章や「住みたい 住み続けたいまち 海老名」のキャッチフレーズなどが盛り込まれている。

II 基本理念





10年後のめざす姿

海老名市は、海老名駅周辺を中心に都市化を推進しながら、少し離れれば田園が広がる都市と自然のバランスが取れたまちです。

また、交通の拠点としての利便性により、地域内外の人々が集うにぎわいのあるまちであるとともに、歴史と文化の薫るまちです。

多彩な魅力が調和したまち海老名は、住んでいる人や訪れた人が、にぎわいを感じるとともに、誰もが一人ひとりの魅力を活かし、互いに価値観を認めあい・支えあいながら「笑顔」で暮らせる「住みやすいまち」でもあります。

いつでも自然に「笑顔」がこぼれる、いつまでも快適に暮らしていく「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」の魅力をさらに高めていきます。



みんなが笑顔 住みやすいまち えびな



位置付け

シティプロモーション指針において、「住みたい 住み続けたいまち 海老名」を恒久的な理念（スローガン）と掲げています。本プランで掲げる「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」は、恒久的な期間のうち、本プランの計画期間である令和2（2020）年度から令和11年（2029）年度までの10年間におけるめざす姿となります。

シティプロモーション指針で定める恒久的な理念
「住みたい 住み続けたいまち 海老名」

令和11(2029)年度

令和2(2020)年度

過去

未来

えびな未来創造プラン2020

「みんなが笑顔
住みやすいまち えびな」





III 将来展望

将来の人口

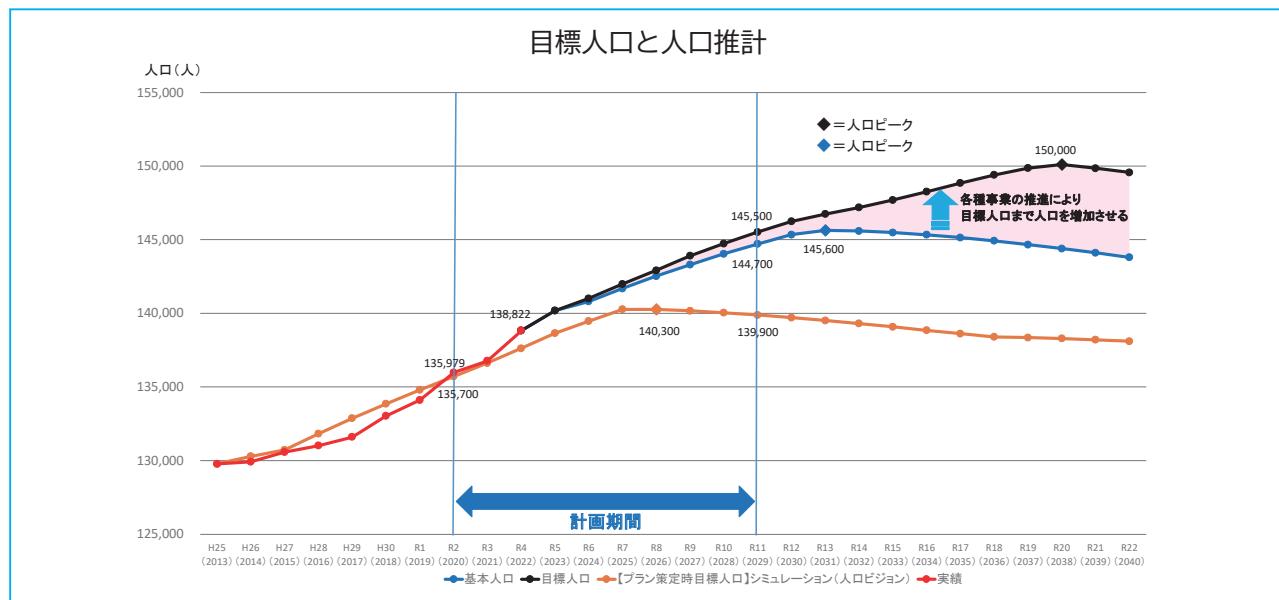
本市の人口は、令和5（2023）年に140,000人に到達し、その後も増加を続け、令和13（2031）年には約145,600人まで増加した後は、緩やかな減少になることが推計されます。令和11（2029）年の計画人口は概ね144,700人と想定します。年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老人人口（65歳以上）の年齢3区分人口において、いずれも計画期間中（令和2（2020）年度～令和11（2029）年度）は増加を続け、老人人口は計画期間後期になるにつれ増加傾向となります。年少人口については微増が続き、生産年齢人口は増加傾向が継続します。



本市では、交通の拠点としての利便性を活かしたまちづくりをはじめ、ハード・ソフト両面において各種事業を推進してきたことにより、本プラン策定時の目標人口として設定した「海老名市人口ビジョン（平成28年2月策定）」の数値を上回るかたちで人口が推移しています。

今回最新の合計特殊出生率（※29）等のデータを使用し、推計した基本人口（人口推計）では、令和13年の145,600人をピークに本市の人口も減少に転じていく推計となっていますが、本プランの「めざす姿」を実現するための各種事業の推進によるさらなる転入増を見込み、計画期間内の目標人口を「145,500（令和11（2029）年）」に定めるとともに、将来的な目標人口を「150,000人（令和20（2038）年）」として掲げます。

※29 人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を表す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳と規定し、それぞれの出生率を算出し、足し合わせることで、一人の女性が一生に産む子どもの数を近似的に求めている。

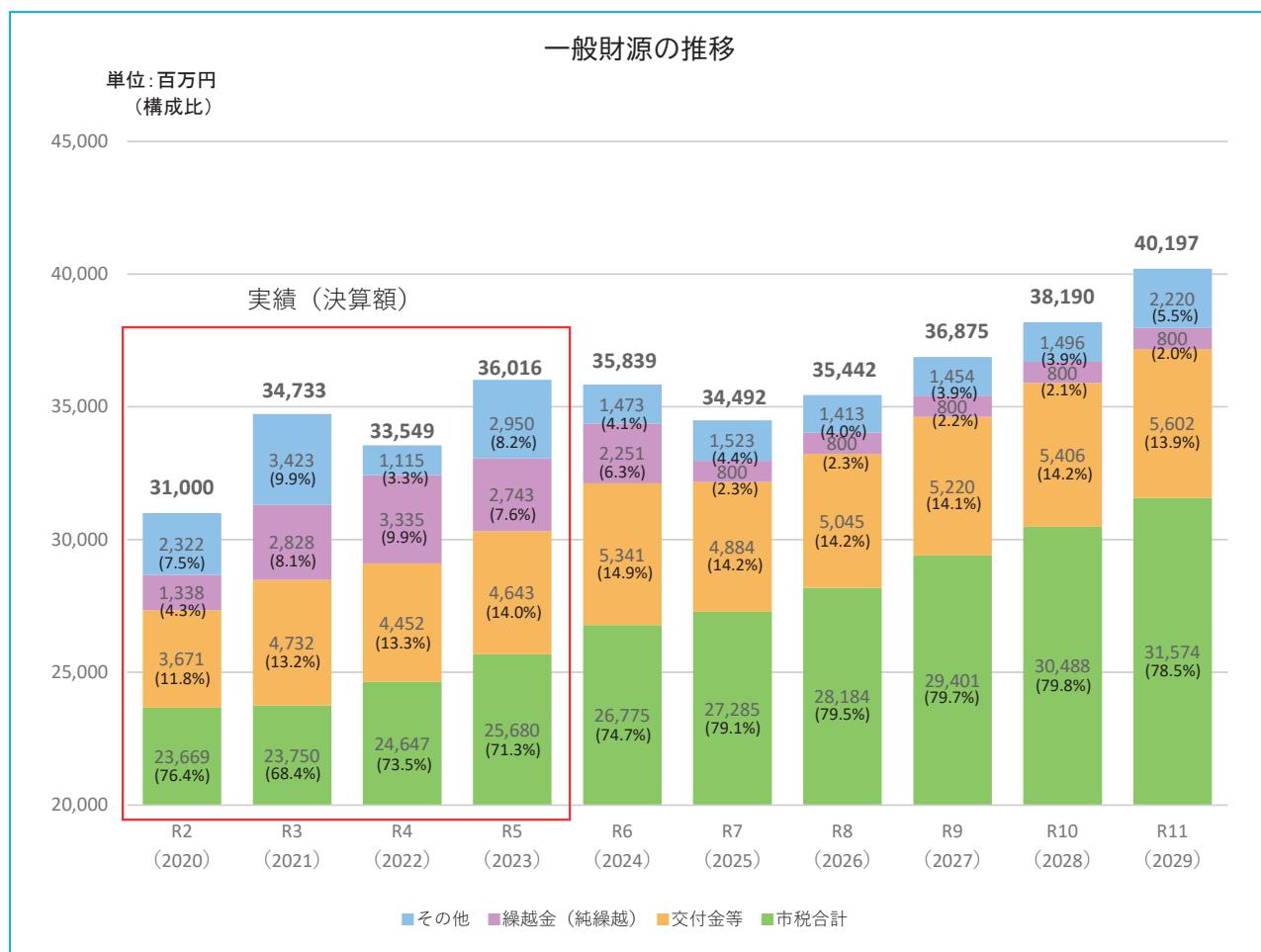


歳入の根幹をなす市税について、個人市民税は、生産年齢人口の微増傾向が継続されることなどにより、全体としては若干の増加が見込まれます。しかしながら、現在の社会経済情勢を前提とする限り、一般財源の大幅な増加は期待できない一方、歳出面においては、少子高齢化の進展などにより義務的経費（扶助費等）の増額が見込まれます。

このため、投資的経費（普通建設事業費）に充てられる財源は限られ、この限られた財源の中で、事業費を確保した上で、公共施設の維持補修も計画的に実施していく必要があります。

これまでも、指定管理者制度（※30）の活用や民間活力の利用、事務事業の見直しなど進めてきましたが、一層の経費節減を進め、収支の確保や受益者負担の見直しなどにより財源の確保を図ってまいります。また、本プランの計画期間後も、一層厳しさを増す可能性がある社会経済情勢に備え、堅実な財政の礎を築いてまいります。

※30 地方自治体が指定する指定管理者に、公の施設の管理運営を行わせる制度



将来都市構造

「拠点」「軸」「土地利用区分」を将来都市構造として示すことにより、『まちの活力と、暮らしの質を高める都市づくり』を進めることとします。

拠 点	○ 都市交流拠点
	商業や業務、行政サービス、生涯学習・文化、医療・福祉等の様々な機能が集積し、多くの人が集まり交流する地区を位置づけます。
	○ 地域交流拠点
	身近な商業機能やコミュニティ機能等の地域の交流や利便性の高い生活に向けて必要な諸機能が集積し、市内各地域において中心を形成している地区を位置づけます。
	○ 生活拠点
	住宅地等を中心とした生活圏の中で、日常的な暮らしに必要な諸機能を集積し、地域内の暮らしを支える地区を位置づけます。
軸	○ 水と緑のレクリエーション拠点
	本市の特徴である緑や水等の豊かな自然環境の中で、多くの人が憩い・やすらぐことのできる空間を位置づけます。
	○ 歴史のレクリエーション拠点
	本市の古い歴史と、その過程で培われた文化にふれ、そこに集う多くの人に本市の魅力を伝えることのできる空間を位置づけます。
	○ 産業・流通拠点
軸	大規模な工場や研究・業務施設等が集積し、高い交通利便性を活かして本市の発展を牽引する地区を位置づけます。特に南部地域には、商業機能を取り入れた市の副次的な拠点を位置づけます。
	○ 広域幹線軸
	高速道路や国道等、全国各地や周辺都市と本市を結ぶ道路を位置づけます。
	○ 都市幹線軸
	広域幹線軸を補完し、周辺都市や市内の各地域を相互に結ぶ幹線道路を位置づけます。
	○ 鉄道幹線軸
	誰もが利用可能な移動手段であり、周辺都市と本市を結ぶ公共交通の軸として、鉄道を位置づけます。
	○ 水と緑の自然軸
	貴重な水辺空間である河川と、斜面緑地を位置づけます。



土地利用区分

○ 都市的な土地利用を進める区域

現行の市街化区域に加え、計画的に都市機能の集積を進める区域を位置づけます。

○ 土地利用を検討する区域

今後の人団の動向や社会経済の情勢を勘案しながら、都市的な土地利用を促すことの必要性を検討する区域、若しくは必要な範囲で市街地としての土地利用を許容する区域を位置づけます。

○ 自然的な土地利用を保全する区域

市内に残された貴重な自然や農地の保全を進める区域を位置づけます。

将来都市構造図



えびな未来創造プラン 2020 と SDGs 〈コラム〉

SDGsとは？

SDGs

(エス・ディー・ジーズ)

Sustainable Development Goals

持続可能な開発目標（SDGs）は、貧困や不平等・格差、気候変動などの様々な問題を根本的に解決することを目指す、世界共通の17の目標と169のターゲットからなるもの。

すべての人々にとってよりよい世界を作るため、世界各国は、すべての人や私たちの地球にとって最も重要な目標について話し合いました。そして、若者や子どもを含む多くの人々や組織が協力し、17の持続可能な開発目標（SDGs）が決められました。

SDGsが掲げる17の目標



Goal 1 【貧困をなくそう】

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



Goal 2 【飢餓をゼロに】

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



Goal 3 【すべての人に健康と福祉を】

あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



Goal 4 【質の高い教育をみんなに】

全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



Goal 5 【ジェンダー平等を実現しよう】

ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女児の能力強化を行う



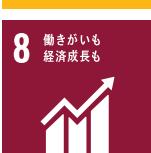
Goal 6 【安全な水とトイレを世界中に】

全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



Goal 7 【エネルギーをみんなに そしてクリーンに】

全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



Goal 8 【働きがいも経済成長も】

包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する



9 産業と技術革新の基盤をつくろう

Goal 9 【産業と技術革新の基盤をつくろう】

強靭（レジリエント）なインフラ構築、包摶的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



10 人や国の不平等をなくそう

Goal 10 【人や国の不平等をなくそう】

各国内及び各国間の不平等を是正する



11 住み続けられるまちづくりを

Goal 11 【住み続けられるまちづくりを】

包摶的で安全かつ強靭（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する



12 つくる責任つかう責任

Goal 12 【つくる責任つかう責任】

持続可能な生産消費形態を確保する



13 気候変動に具体的な対策を

Goal 13 【気候変動に具体的な対策を】

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



14 海の豊かさを守ろう

Goal 14 【海の豊かさを守ろう】

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



15 陸の豊かさも守ろう

Goal 15 【陸の豊かさも守ろう】

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



16 平和と公正をすべての人に

Goal 16 【平和と公正をすべての人に】

持続可能な開発のための平和で包摶的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摶的な制度を構築する



17 パートナーシップで目標を達成しよう

Goal 17 【パートナーシップで目標を達成しよう】

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

えびな未来創造プラン 2020 と SDGs の関係

SDGs の前身である MDGs（※31）が開発途上国そのための目標であったのに対し、SDGs は、「誰も置き去りにしない」ための世界各国に共通する普遍的な目標であり、本市としても積極的に取り組んでいくべき内容になっています。

そこで、えびな未来創造プラン 2020 では、政策を推進することによって達成に貢献できる SDGs の 17 の目標について整理し、政策ごとに特に関連する目標を SDGs のアイコンで示しています。



※31 国際社会が直面している困難に対して、国際社会全体が 2015 年までの達成を目指す 8 つの目標。目標には、極度の貧困と飢餓の撲滅、初等教育の完全普及、乳幼児死亡率の削減、妊産婦の健康改善、環境の持続可能性確保などがあり、その下には、具体的目標を設定したターゲットや指標などがある。

